

平成30年度事業計画

(一社) 山口県警備業協会

第1 警備業務適正化及び経営基盤強化のための各種施策の推進

- 1 「警備業経営者のための倫理要綱」の周知徹底に努める。
- 2 警備業の依頼者等からの苦情処理等の適正化を図るために、必要な施策を推進する。
- 3 暴力団等反社会的勢力排除対策に関する各種施策の推進を図る。
- 4 警備業の経営基盤の強化を図るため、適正な警備料金の確保と労務単価の改善に向けて、悪質なダンピング業者の排除及び「警備料金標準見積書」の普及啓発に努める。
- 5 社会保険未加入問題への対策を平成30年度以降も継続し、社会保険の加入促進を図る。
- 6 全国警備業協会と緊密な連携を図るとともに、必要な情報交換を行う。
- 7 警備業の社会的信用確保のための各種事業の活性化を図る。

第2 関係官庁との連携

- 1 警備業に係わる諸問題について、関係官庁の指導のもとに、協会業務の円滑かつ適正な運営を図る。
- 2 各種会議等の開催にあたり、関係官庁係官の出席を要請し指導を受けるほか、必要に応じて業界の意見・要望を伝え、警備業の適正な運営に資する。
- 3 山口県等が実施する防災訓練に積極的に参加するとともに、警備技術の向上に努め、県民の理解を高める。
- 4 警察本部と連携を図り、犯罪が起きにくい環境づくりと地域ぐるみの規範意識の高揚に寄与する。

第3 警備員不足問題への対応

- 1 今後ますます深刻化することが予想される警備員不足問題について、労働局、ハローワーク等の関係機関と連携をとりつつ、警備業における求人・求職者のマッチング促進を図る。

第4 会議の開催

- 1 定時総会は5月に開催し、事業計画等の重要事項を審議する。
- 2 新年互社会を全体会議として位置付け、1月に開催する。また、臨時総会は必要に応じて開催する。
- 3 役員会は定例とし、四半期に1回開催し、臨時役員会は必要に応じて開催する
- 4 警備業に関する各種問題の解決や、事業計画に基づく事業を円滑、適正に推進するために、各委員会、部会を必要に応じて開催する。

第5 教育事業の推進

- 1 全国警備業協会が主催する教育幹部研修会に優秀な人材を派遣して、当協会教育幹部の養成と指導力の充実強化に努める。
- 2 山口県公安委員会との委託契約に基づく、警備員指導教育責任者講習、警備員特別講習事業センターが主催する特別講習を適正かつ効果的に実施するため、当協会講師の研修会等を開催して教育技法、指導能力の向上に努める。
- 3 警備員特別講習事業センターと協力して、施設警備業務、交通誘導警備業務、雑踏警備業務の特別講習等を実施し、警備員の知識、技能の向上を図る。
- 4 貴重品運搬警備業務に伴う各種事件・事故の未然防止を図るため、防犯模擬訓練を開催する。
- 5 警備員教育の充実強化を図るため、当協会主催の現任基本教育を実施し警備員の資質の向上に積極的に取り組む。

第6 労働災害の防止と緊急支援活動の推進

- 1 労災事故、特に重大事故に係る情報交換を行い、同種事故の再発防止に努めるほか、全国警備業協会の重大労災事故即報制度への協力と活用の積極化を図り、労災事故の防止活動を推進する。
- 2 関係官庁と連携し、厚生労働省等が主唱する各種労働安全運動には積極的に参加し、労働安全意識の高揚を図る。
- 3 平成30年度労災保険料率に見直しに向けて、更なる労働災害防止を推進する。
- 4 大規模災害発生時における緊急災害支援活動について、災害支援警備隊の訓練・装備等の充実強化を図る。

第7 広報活動の積極的推進

- 1 積極的な広報を継続するため、ホームページの内容拡充を図る。
- 2 関係団体等のイベント開催等を通じ、広報活動を推進するとともに、マスコミ関係に対する効果的な広報を行う。